訪問介護重要事項説明書

訪問介護の契約を締結する前に知っておいていただきたい重要事項は次のとおりです。

1 訪問介護を提供する事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	公益社団法人山梨県看護協会		
事業者(法人)の所在地	〒400-0807 甲府市東光寺二丁目25-1		
代表者 (職名・氏名)	会長 佐藤 悦子		
電話番号	055-237-3030 (訪問看護ステーション部)		

2 事業所の概要

事業所名	公益社団法人山梨県看護協会 荒川ホームヘルパーステーション		
サービスの種類	訪問介護		
所在地	甲府市荒川2丁目10-26		
電話番号	0 5 5 - 2 5 4 - 5 2 9 1		
指定年月日	平成9年12月22日	1970100648	
管理者名	土屋 いづみ		
サービス提供地域	甲府市(古関町、梯町及び旧中道町を除く)、甲斐市(旧竜王町全		
	域、旧双葉町全域及び旧敷島町の打返及び吉沢以北を除く)		

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問介護を提供することを目的とします。
運営の方針	1.要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。 2.事業の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、サービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

職種	業務内容	人員
管理者	1 事業所の管理・運営 2 訪問介護サービスの提供	1 人
サービス提供責任者	1 訪問介護計画の作成、変更、利用の申し込みに係る調整等 2 利用者の状況の変化、サービスに関する意向を定期的に把握 3 居宅介護支援事業者等に対し、訪問介護の提供にあたり把握 した利用者の服薬、口腔機能、その他の利用者の心身の状況 及び生活の状況に係る必要な情報の提供 4 サービス担当者会議等への出席、居宅介護支援事業者等との 連携 5 事業所内の訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助 内容の指示、利用者の状況について情報の伝達や業務の実施 状況の把握 6 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術 指導その他のサービス内容について必要な業務等の実施 7 指定訪問介護サービスの提供	2人以上
訪問介護員等	訪問介護計画に基づく指定訪問介護サービスの提供	5 人
事務職	介護報酬請求事務及び経理事務一般	1人

5 営業時間

月 ~ 金	8:30 ~ 17:30	
-------	--------------	--

- ※土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日 までを除きますが、居宅サービス計画書に沿って提供します。
- ※上記以外で緊急を要する場合は、電話で24時間対応が可能です。

電話番号 055-254-5291 (営業時間外は転送されます)

6 訪問介護の提供方法

(1)内容及び手続の説明及び同意

事業者は、訪問介護の提供の開始に際して、利用申込者又は利用者の家族に対し、適切な訪問介護を提供するため、あらかじめ、訪問介護の提供方法・内容、利用料等の説明を行い、また、運営規定の概要や職員の勤務体制を記載した重要事項説明書を利用者及び利用者の家族に懇切丁寧に説明し、交付するとともに書面で同意を得ます。

(2) 受給資格の確認

介護保険証で、利用者の介護認定の有無や認定区分を、また、介護負担割合証で自己負担割合や有効期間等を確認します。

(3)要介護認定等の申請に関する援助

要介護認定等の申請が行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

(4) 認定更新の申請の援助

要介護認定の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する30日前には行われるよう必要な援助を行います。

(5) 心身の状況等の把握

事業者は、訪問介護を提供するに当たっては、利用者に関係する居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

(6) 居宅介護支援事業者等との連携

- ①訪問介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- ②訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行 うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報提供及び保健医療サービス又は福 祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

(7) 訪問介護計画 (居宅サービス計画) の作成

- ①サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問 介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪 問介護計画書を作成します。
- ②サービス提供責任者は、訪問介護計画書の作成に当たっては、その内容について 利用者又は利用者の家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付します。 なお、既に、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成します。
- ③サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い必要に応じて当該訪問介護計画を変更します。

(8) 訪問介護の記録及び整備

- ①訪問介護を提供した際には、訪問介護の提供日及び内容、その他必要な事項をサービス実施記録に記録します。また、利用者からの申し出があった場合には、利用者の用意する手帳等に記載します。
- ②利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法等により、 その情報を利用者に対して提供します。
- ③事業者は、訪問介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存 します。

(9) 提供拒否の禁止

当事業所は、次のいずれかに該当する正当な理由がない場合、訪問介護の提供を 拒否しません。なお、訪問介護を阻害する行為が発生した場合には契約期間に関わ らず契約を解除する場合があります。

- ①事業所の職員体制から利用申込に応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地が当事業所の通常の事業の実施地域以外である場合
- ③利用申込者に対し自ら適切な訪問介護を提供することが困難と判断した場合
- ④利用者が正当な理由なく、利用料を2か月以上滞納した場合

⑤利用者又は利用者の家族等からの職員への暴言や暴力、強要等の法令違反その他 著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込み がなく、事業の目的を達することが困難となった場合

7 提供する訪問介護の内容及び禁止行為について

(1) 訪問介護の内容

- ・身体介護 (入浴、排泄、食事等の介助)
- 生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事)

(2)職員等の禁止行為

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたって次の行為は行いません。

- ①利用者又はその家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又はその家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対する訪問介護の提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者の等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥その他、利用者又はその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その 他の迷惑行為

8 利用料及びその他の費用の額

(1)利用料

①利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもとのし、法定代理受領サービスについては、その1割、2割又は3割%の額が利用者負担となります。

なお、実施地域外の中山間地域等に該当する場合は利用料の5%が加算されます。 (※印 別表「介護保険利用者負担に関する説明書」参照)

②費用の支払いを伴うサービスの提供に際しては、あらかじめ利用者又はその家族 に対して当該サービスの内容及び費用等の説明を行い利用者の同意を得ます。

(2)交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。ただし、通常の実施地域を越えて行う場合には、交通費の実費として、サービス提供地域を越えた地点から1キメートル増すごとに80円の交通費をいただきます。なお、実施地域外の中山間地域にお住いの方は無料です。

(3) キャンセル料

事業利用当日に正当な事由がなくキャンセルの連絡がなかった場合は、キャンセル料として介護保険法の規定の10割をいただきます。

ただし、体調や容体の急変など止むを得ない事情がある場合は、キャンセル料は 請求いたしません。

できるだけサービス利用日の前日の17時までに下記の連絡先までご連絡ください。

(4) その他の料金

介護保険適用外のサービスをさせていただく場合は、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助をさせていただくとともに、利用者の全額自己負担によってサービスを提供いたします。

9 支払いの方法

利用料(利用者負担金)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。 *□内にチェックをした方法

なお、利用者負担金の領収書は利用者負担金の支払いを受けた後に交付します。

支払い方法	支払い要件等
□□座引落し	サービスを利用した月の翌月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、MBS「口座振替申込書」に記載された口座より引き落とします。 ※「口座振替申込書」の控えを大切に保管してください。
□ 現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

利用者が正当な理由がなく事業所に支払うべき利用料及びその他の費用を2か月以上滞納した場合は、事業者は利用者に対して、1か月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときは契約を解約する旨の催告を行うことがあります。なお、利用料及びその他の費用の額の未払い額は契約を解約した後もお支払いいただきます。

10 相談窓口、苦情への対応

(1)提供した訪問介護に対する利用者又はその家族からの相談や苦情を受け付けるため下記のとおり窓口を設置しています。丁寧に対応いたします。

担当 所長 土屋 いづみ 1	電話 055-254-5291
----------------	-----------------

(2) その他

当事業所以外に、市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。

市町村介護保険相談窓口

・甲府市役所 長寿介護課 055-237-5473

・甲斐市役所 長寿推進課 055-278-1689

山梨県国民健康保険団体連合会 055-233-9201

11 緊急時の対応方法

速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじ め指定する連絡先にも連絡します。

	医療機関名			
主治医	氏名			
	電話番号		_	_
家族等緊急 連絡先	氏名	続柄()
	電話番号		_	_

12 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は市町村、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。
- (2) 利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対処します。

事業者は、居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険
補償の概要	対人、対物、管理財物保障その他事業者が法律上の賠償責任
開リツ帆安	を負った場合

(3) 事故が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を行います。

13 身分を証する書類の携行

訪問介護を行う訪問介護員等は、常に身分を証する書類を携行し、初回訪問時及 び利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも提示します。

14 衛生管理等

- (1) 訪問介護員の清潔及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ホームヘルパーステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 所長 土屋 いづみ

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待防止を啓発・普及するために、職員に対して研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を 現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、 速やかに、これを市町村に通報します。

16 秘密の保持及び個人情報保護について

- (1) 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員であった者に、業務上知り得た利用者やその家族の秘密及び個人情報を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密などを保持すべき旨を、職員との契約の内容にも含めています。
- (2) サービス担当者会議等において必要な利用者又は家族等の個人情報を居宅介護支援事業者及び他のサービス担当者と共有することがあります。共有する情報は、別記「個人情報の取扱いについて」のとおりとし、利用目的(1)~(5)で利用します。

17 第三者評価の実施はしておりません。

18 その他運営上の留意事項

訪問介護の利用にあたりご理解・ご協力いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 交通状況、緊急時対応等により訪問開始時間が前後する場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害、感染症等の災害により、訪問介護の提供が 困難な場合は、中止や日程、時間、内容等を調整させていただく場合があります。
- (3) 訪問中に、他の利用者からの電話連絡に対応することがあります。
- (4) 手洗い及びマスクと予防衣等を着用することがあります。
- (5) 訪問介護の提供時には、ペットを居室に入れないようにしてください。
- (6) 夜間・緊急時・災害時の訪問の際は、状況によって交通手段を相談させていただく ことがあります。

令和 年 月 日

事業者は、訪問介護の提供の開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者住所 甲府市東光寺2丁目25-1

事業者名 公益社団法人山梨県看護協会

代表者·氏名 佐藤 悦子

事業所名

説明者・氏名
印

(利用者) 私は、上記重要事項の説明を受け、内容について同意いたしました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

(署名代行者) 私は、利用者本人の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

署名代行者 住 所

氏 名 印

本人との関係

(立会人) 私は、上記重要事項説明書の説明に立ち会いました。

立会人住所

氏 名 印

本人との関係

(家族) 私は、上記重要事項の説明を受け、内容について同意いたします。

家族 住 所

氏 名 印

本人との続柄